

教育支援資金のしおり

-生活福祉資金-

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

このしおりは概要です。詳細はお住まいの市町社会福祉協議会にお問い合わせください。

教育支援資金は、高校・大学等に入学、修学するのに必要な経費を貸し付ける制度です。修学された方が主となって、卒業後に償還します。

貸付条件

資金の種類	教育支援費	就学支度費
資金使途	授業料、施設整備費、実験実習費、通学費など、修学するのに必要な経常経費	入学金、教科書、参考書、学用品、制服、体育着、靴、通学用自転車などの経費
貸付金額	【月額】 高校 3. 5万円以内 短大 6. 0万円以内 高専 6. 0万円以内 大学 6. 5万円以内	【入学時1回のみ】 50万円以内
貸付期間	正規修学期間	一括
対象となる学校・学科	①学校教育法に規定されている学校で全日制、定時制、通信制の各課程 ※中学校以下、専修学校の一般課程、大学院、海外留学に係る費用は対象外 ②文部科学省のホームページで公表されている私立専修学校 ③日本学生支援機構の奨学金貸付制度の対象となっている教育機関	
貸付利子	無利子（延滞利子 年3%）	
連帯保証人	不要（世帯内で連帯借受人が必要）	
据置期間	卒業後6カ月以内	
償還期間	据置期間経過後、10年以内	

* 高等学校には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。

* 専修学校の専門課程については、職業に必要な技術の教授を目的とする学科で、修業年限が本科は2年以上、専攻科・研究科は本科と継続関係にある1年以上に限りします。

※入学時であれば「就学支度費」と合わせて申請が可能です。

〈貸付対象外〉

- ・大学院、専修学校の一般課程および本科が1年の課程
- ・日本国外の学校への進学費用
- ・食費等を含む生活費
- ・併願校の入学金など、実際に進学しない学校に関する一切の経費
- ・世帯所得が本会の定める基準額を超過している場合 等

貸付対象となる方

低所得世帯等の世帯員で、現在修学中または進学を予定している方が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となります。

※ただし、日本学生支援機構の給付型奨学金、第一種（無利子）貸与型奨学金等、他制度の利用が優先となります。

〈連帯借受人になることができない方〉

- ・生活福祉資金等を滞納している方
 - ・過去に貸付金の償還を免除した履歴のある世帯員
- 債務整理中の方等 ※詳細は「生活福祉資金のご案内」参照

貸付相談・申込み・審査

- (1) 貸付相談・申込みの窓口は、お住まいの市町の社会福祉協議会です。
- (2) 貸付中、償還中に世帯の経済的自立を目的とした相談支援を受けることが貸付の要件となります。
- (3) 本事業における利用目的の範囲内において、関係機関等と個人情報の共有を行います。
- (4) 借入申込時の提出書類をもとに、三重県社会福祉協議会が設置する貸付等運営委員会で審査を行います。審査は毎月1回行いますので、相談から貸付決定まで概ね1～2ヵ月を要します。提出書類に不備・不足があった場合には、更に日数がかかる場合があります。
- (5) 次のような場合には、貸付不承認となることがあります。
 - ・申請書類に虚偽の申告をされている場合
 - ・資金の使途が制度の趣旨や資金の目的と合致しない場合
 - ・全国の生活福祉資金等（臨時特例つなぎ資金含む）の貸付金の償還が滞納中の方（借受人の世帯員を含む）
 - ・負債の状況から、貸付を行っても世帯の生計を維持することが困難と判断される場合
 - ・世帯に暴力団構成員がいる場合
 - ・三重県社会福祉協議会が行う審査にあたって、各種調査に応じていただけない場合

貸付決定・貸付方法

- (1) 審査結果については、通知文書を送付します。
- (2) 資金使途や償還能力等を勘案して、申請金額の減額、据置期間、償還期間の変更をして貸付決定することがあります。
- (3) 審査で貸付決定となった場合、借用書等の契約書類の提出後、借受人が指定する口座に送金します。ただし、6ヵ月以上の計画に基づく貸付の場合、原則6ヵ月ごとに分割して送金します。

償還について

- (1) 償還は、学校等を卒業した月から据置期間が経過した後に、借受人の指定した金融機関の口座から口座振替によって毎月25日（振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に償還していただきます。
- (2) 償還は、原則として修学をしていた者が行うものとします。高校で本資金を利用し、卒業後に大学等に進学する場合は、在学期間中の償還の猶予を申請することができます。
- (3) 償還期間中は、世帯の経済状況に応じて償還額の変更等ができますので、市町の社会福祉協議会にご相談ください。
- (4) 計画通りに償還されない場合は、督促状を送付します。また、状況に応じて法的措置をとる場合もあります。

お問い合わせ・ご相談は、お住まいの市町社会福祉協議会へ